

# 意見書

平成23年11月30日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長殿

郵便番号 980-0811

住所 みやぎけんせんたいしあおぼくいちばんちよう宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

氏名 とうほく東北 つうしんインテリジェント通信株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう代表取締役社長 しばた かずしげ柴田 一成

(連絡先)

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

編	章		具体的内容		
第1編 電話網からIP網へ の円滑な移行に 向けて	第1章 はじめに				
	第2章 総論(ネットワー クの在り方等)	1 コア網の PSTNからIP網へ の移行に伴う今 後のネットワーク の在り方	(1)今後のネットワークの在り方 (2)検討の基本的視座 (3)その他の関連ネットワークの移 行が与える影響		
		2 NTT東西の「概括的展望」			
		3 関係者による合意形成		事業者間の協議においては、大規模事業者の意見が優先される傾向があります。公正な協議を実施するためには、主務官庁である総務省殿が引き続きオブザーバ参加することが重要と考えますので、報告書案に賛同いたします。	
	第3章 利用者対応	1 円滑な移行に向けた取組			
		2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性			
		3 各サービスに 係る課題	(1)移行後も維持されるサービスに 係る課題		
			(2)廃止されるサービスに係る課題		
	(3)その他の課題(光回線の契約関連)				
	第4章	1 PSTNにおけ	(1)コア網のIP網への移行に対応し		

事業者対応	る競争環境の維持	たコロケーションルールの在り方	
		(2)マイラインの在り方	
		(3)メタル回線コストの在り方	
		(4)メタル回線の撤去に係るいわゆる「4年前ルール」の在り方	
	2 NGNIにおける競争環境の整備	(1)PSTNとNGNIにおける公正競争環境の在り方	
		(2)NGNIにおける伝送機能のオープン化	
		(3)通信プラットフォーム機能のオープン化	
		(4)NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方	
	3 コア網のIP網への移行に対応したハブ機能の在り方(緊急通報を含む)	(1)ハブ機能の在り方等	事業者間の相互接続を円滑に実施するためには、ハブ機能の提供は必須と考えます。 よって「当該機能の実現に向けた事業者間精算の仕組み等について、早期に検討に着手することが適当」とする報告書案に賛同いたします。
		(2)緊急通報の扱い	
4 コア網のIP網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱い			
第5章 本検討のフォローアップについて		PSTNの移行完了までは、今後10年以上の期間があることから、フォローアップは重要と考えます。	

				よって「電話網移行円滑化委員会を継続して設置し、状況を注視していく」とする報告書案に賛同いたします。
	第6章 おわりに			
第2編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	第1章 はじめに			
	第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進	1 中継局接続機能のオープン化	(1)中継局接続機能のオープン化	現在弊社業務エリア内においては、NTT東西との中継局接続のPOIが存在しない状況ですので、報告書案に賛同いたします。 なお、弊社等の地方エリアの事業者へ伝送路費用等が過度な負担にならないように及び輻輳時の負荷分散をするためにも、最低各地方ブロックに1箇所以上のPOIを予め増設することは必須と考えます。
			(2)中継局接続機能に係る標準的な接続箇所(POI)の在り方	
		2 収容局接続機能のオープン化		
		3 アクセス回線におけるサービス競争の現状	(1)アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係	
(2)光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供の在り方				
		(3)接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案	今回一部の接続事業者から①GC接続類似機能のアンバンドル、②光のファイバシェアリング、③波長重量接続機能のアンバンドルの提案がありました。	

				<p>これらの提案については、従来から議論されてきた、加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定(OSUの共用)と同様に、以下の大きな問題が存在します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西にコストをつけ回すこと</li> <li>2. 設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞すること</li> </ol> <p>既に現行の一芯単位接続料制度を活用しサービス競争を実現している事業者が存在し、競争環境が正当に機能しているなか、分岐単位接続料制度の導入は必要ないと考えます。</p> <p>これら制度の導入により、設備競争が衰退することは、将来的市場の寡占によるユーザー料金の値上がりや技術革新の遅れ等、ユーザーにとっても不利益な状況を引き起こす懸念があります。</p> <p>公平な競争環境を歪めることは、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた、設備事業者の否定に繋がるものであり、これらの制度の導入には反対いたします。</p>
			(4)FTTH サービスにおける端末設備(ONU)の在り方	
	4 通信プラット	(1)通信プラットフォーム機能のオ		

		フォーム機能のオープン化	オープン化(NNIのオープン化)	
			(2)通信プラットフォーム機能のオープン化(SNIのオープン化)	
			(3)一種指定設備の機能に係る情報開示の在り方	
		5 NGNの段階的發展に対応したアンバンドルの考え方		
		6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方	(1)事業者間協議における透明性向上	
			(2)固定電話発携帯電話着通話サービスに係る料金設定の在り方	
	第3章 モバイル市場の競争促進	1 ネットワークレイヤーのオープン化	(1)第二種指定電気通信設備制度の見直し	
			(2)禁止行為規制の見直し	
			(3)MVNO事業者の参入促進	
		2 プラットフォーム・端末レイヤーのオープン化	(1)プラットフォームレイヤーのオープン化	
	(2)SIMロック解除の推進による端末レイヤーのオープン化			
	第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進	1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等	(1)手続の電子化等の促進	
			(2)調査回答期間の短縮	
(3)電柱の強度の在り方				
2 マンション向け光屋内配線の開放				

		3 地中化エリアへの対応	(1)加入光ファイバの部分的な開放に関するルール整備	
			(2)集合住宅・電線共同溝に関する引込管への追い張り	
		4 鉄塔等の一層のオープン化	(1)鉄塔等の共用に関するルールの在り方	
			(2)ローミングに関するルールの在り方	
	第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等	1 公正競争環境の検証の在り方	(1)毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境検証の仕組み	
			(2)ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の創設	
			(3)競争評価の在り方	
		2 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み		
	第6章 本検討のフォローアップについて			
	第7章 おわりに			

<記載要領>

「具体的内容」欄に御意見の具体的内容を御記入ください。\_